他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額	他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額
法第五十七条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの及び同条第三項の規定により当該他の	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりないものとされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項の規定により当該他の
同条第二項に規定する未処理欠損金額	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
特定資産譲渡等損失相当欠損金額」	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等」
第五項の	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の
特定資産譲渡等損失相当欠損金額を	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を
同条第三項に	法第五十七条第三項に
基因して同条第二項	基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
欠損金額（法第五十七条第一項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
同条第二項又は第六項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項若しくは第六項
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と
（同条第二項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
特定資産譲渡等損失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等
同条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
欠損金額（法第五十七条第一項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
同条第二項又は第六項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項若しくは第六項
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と
同条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項

法人税法施行令第百十二条第七項第一号

法人税法施行令第百十二条第七項第二号

同条第一項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
法第五十七条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
同条第三項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項
未処理欠損金額	未処理欠損金額等
特定資産譲渡等損失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等
第六項の	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第六項の
、前項	、同条第一項の規定により読み替えられた前項
第六項中	同条第一項の規定により読み替えられた第六項中

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第八項の項を次のように改める。

法人税法施行令第百十二条第十一項	
第五項から第八項まで	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項から第八項まで
第五項中	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中
同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人
第六項中	同条第一項の規定により読み替えられた第六項中
第七項中	同条第一項の規定により読み替えられた第七項中

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第九項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十二項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イの項中「第百十二条第九項第一号イ」を「第百十二条第九項第一号イ(1)の項中「第百十二条第九項第一号イ(1)」を「第百十二条第十二項第一号イ(1)」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ(2)の項中「第百十二条第九項第一号イ(2)」を「第百十二条第十二項第一号イ(2)」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号ロの項中「第百十二条第九項第一号ロ」を「第百十二条第十二項第一号ロ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号ハの項中「第百十二条第九項第一号ハ」を「第百十二条第十二項第一号ハ」に改め、同表法人税法施行